

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 2 6 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を利用した資格確認は、患者本人の健康・医療情報に基づくより良い医療の提供、緊急時の活用など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、医療DXを進める上での基盤です。このため、本年12月2日に現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。また、全ての方が安心して確実に保険診療を受けることができるよう、12月以降も最大1年間は、現行の被保険者証を使用可能とし、デジタルとアナログの併用期間を設けることとしています。

後期高齢者は、ITに不慣れなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられるほか、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し資格取得届出の提出が省略されていることから、12月2日以降にこれらの事情が生じた場合、保険者との直接の接点がなく、届出の機会を通じて保険者が資格確認書の申請勧奨などを行うことが困難であり、本人が十分認識しないまま、現行の被保険者証が失効しマイナ保険証のみになるケースがあると考えられます。

このため、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応として、デジタルとアナログの併用期間を確保する観点から、資格確認書の交付について、後期高齢者医療制度における暫定的な運用等をお示しします。

以下の内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

一 資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用について

令和 7 年 8 月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年 12 月 2 日以降、新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する者について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする。このとき、マイナ保険証を保有する方も含め現行の被保険者証が失効する後期高齢者については資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせを交付する必要はない。

なお、後期高齢者医療広域連合電算処理システムについては、本日 V05-00 をリリースしたところであるが、今回の暫定的な取扱いに係るシステム改修についても後日リリースする予定であり、その詳細は追ってお示しする（10 月上旬頃の予定。）。

二 マイナ保険証の利用促進について

一の取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、後期高齢者についてデジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定的な運用であることから、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。

各後期高齢者医療広域連合におかれては、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めていただくようお願いします。なお、マイナ保険証の使い方やメリット、カードの安全性等を周知するため、10 月上旬頃にリーフレットのひな形をお示しする予定であり、資格確認書等の送付の際に御活用いただきたい。

また、カードリーダーでの包括同意画面の導入や目視モードの利用改善に向けた改修を行う等、厚生労働省としても、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備やマイナ保険証の利用促進に引き続き取り組んでいく。

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に現行の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付については、「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」（令和 6 年 9 月 26 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用事務連絡」という。）の一により、令和 7 年 8 月の年次更新までの間の暫定的な運用として、昨年 12 月 2 日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とすること（以下「暫定運用」という。）としていたところです。

昨年 12 月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある中で、本年 7 月 31 日に、後期高齢者医療制度の発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中する恐れがあります。

こうした混乱を回避しマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、暫定運用を継続することといたしましたので、御連絡いたします。

以下の内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

一 資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用について

令和８年８月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年８月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年８月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする。このとき、マイナ保険証を保有する方も含め資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせを交付する必要はない。

なお、暫定運用の継続により資格確認書の発行に当たりかかり増す経費については、特別調整交付金により措置する予定であるが、詳細については確定次第、別途お知らせする。

二 マイナ保険証の利用促進について

一の取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、後期高齢者についてデジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定的な運用であることから、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。

各後期高齢者医療広域連合におかれては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」（令和７年４月３日厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）の内容も踏まえ、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めていただくようお願いする。

また、高齢者向けのマイナ保険証の説明動画の作成、目視モードの利用改善やスマートフォンへのマイナ保険証機能の搭載に向けた改修等、厚生労働省としても、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備やマイナ保険証の利用促進に引き続き取り組んでいく。また、消防庁においては、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を進めている。

後期高齢者医療広域連合においてマイナ保険証の利用促進の周知広報に取り組む際には、マイナ救急の活用事例など、政府におけるマイナ保険証の利用促進等の取組も参照いただきたい。

以上

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 30 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険における資格確認書の取扱いについて（周知依頼）

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者について、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の保有の状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用を令和 8 年 8 月まで行うこととしていますが、これを受けて、国民健康保険でも同様に、マイナ保険証の保有の状況にかかわらず資格確認書を職権交付することの可否に係るお問い合わせをいただいております。

これについて、資格確認書は、法律上、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に交付することとされていますが、国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと考えています。

改めまして、貴管内の市町村（特別区を含む。）に周知徹底いただきますようお願いいたします。